

高森町立高森中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法から）

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が苦痛を感じているものをいう

いじめ防止対策推進法 第2条

2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命もしくは身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを教職員等が認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する生徒本人やその生活環境に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（2）学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習及びその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者及びその他関係者との連携を図りながら、学校総体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

（3）いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないように、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報の共有と組織的な対応を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ◆仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンやスマートフォンで、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。 等

3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止のための措置

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自分の思いを伝えたり、他者の思いをくみ取ったりするコミュニケーション能力の基礎を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、いじめ防止に向けて生徒が自主的に行う諸活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要な措置として、生徒会を中心として「高森中学校いじめ撲滅宣言」を生徒総会で承認するとともに、日常的な生徒の行動指標として宣言文を教室内に掲示する。

②いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒全てに対する定期的な調査を年2回実施するとともに教育相談を実施し、確実ないじめ実態把握を行う。
- ・いじめ調査の結果は、迅速に各学年部で共通理解を図るとともに、その結果を教頭に報告する。
- ・教頭は、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、同対策委員はケースごとの対処の方向性と実際について協議する。
- ・生徒及び保護者が、いじめに係る相談を気兼ねなく行うことができるように、相談体制の整備を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯・スマホ教室等を実施する。

④いじめの解消

いじめの解消については、次の2つの条件が満たされていることを含め、校内における「いじめ不登校対策委員会」で生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、学校の設置者または学校の判断により長期の期間を設定するものとする。

(イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめに防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任

【活動】生徒のいじめ不登校に関する情報共有を行うとともに、当該生徒への指導支援のあり方について協議する。

【開催】始業時のミーティングで生徒の学校生活、家庭生活等について情報共有を行うとともにいじめ事案発生時は養護教諭、担任、発見者等を交えて緊急開催する。

※必要に応じ、SCやSSW等の外部専門家により構成する。

②いじめに対する措置

- ・生徒及び保護者からいじめに係る相談を受けた場合、教職員はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。また、傍観者への指導も行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために、必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を、高森町教育委員会に速やかに報告するとともに、その後の指導支援について教育委員会と

協議を行い、その対処のあり方について指導支援を受ける。

④学校評価における留意事項

いじめについての情報共有を行い、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

いじめ対応フローチャート

「学校いじめ防止基本方針」に則、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める

